

東京大学大学院農学生命科学研究科と公益財団法人日本盲導犬協会との連携協力に関する包括協定書

東京大学大学院農学生命科学研究科（以下「甲」）と公益財団法人日本盲導犬協会（以下「乙」）は、連携協力を通じた社会への貢献のために、次の通り包括協定（以下「協定」）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、特色ある独自の活動を行う甲および乙が、相互の連携の下で学術および人的交流を通じ学術研究の振興と高度人材育成を図り、もって社会貢献に寄与することを目的とする。

（協定の範囲）

第2条 この協定は、甲および乙との連携協力に関する基本事項を定めるものでありこの協定に基づき発生する個別案件については、その都度協議するものとする。

（協力事項）

第3条 甲および乙は、次の事項について協力をするものとする。

- (1) 共同研究（遺伝資源の相互利用および知的資産の創出・活用）に関すること
- (2) 相互交流（研究者および学生などの派遣・交流）に関すること
- (3) 施設・設備の相互利用に関すること
- (4) その他連携協力に関すること

（秘密保持）

第4条 甲および乙は、連携を行うにあたり、相手方に開示した自己の秘密情報および連携協力の結果得られた成果のうち、両者で秘密情報と取り決めたものについては守秘義務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（知的財産権の取扱い）

第5条 連携協力において、発明・考案などが生じた場合、その取扱いは別途甲乙協議して定める。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期限は締結の日から1年間とし、有効期限終了の3月前までに甲乙いずれかより書面による本協定書終了の意思表示がなされない場合は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月10日

（甲） 東京都文京区弥生一丁目1番1号
東京大学大学院農学生命科学研究科

研究科長 

（乙） 神奈川県横浜市港北区新吉田町6001番9号
公益財団法人日本盲導犬協会

理事長 